

# 令和5年度小淵沢小学校いじめ防止基本方針

## 1 いじめ問題に関する基本的な考え方

はじめに

いじめは、決して許される行為ではない。いじめはどの児童にも、どの学校にも起こりうることであり、どの児童も被害者にも加害者にもなり得る事実を踏まえ、学校、家庭、地域が一体となって、未然防止・早期発見・早期対応に取り組まなければならない。

いじめは、いじめを受けた児童の心身の健全な成長に重大な害を与え、その生命又は心身に危険を生じさせる恐れがある。すべての児童がいじめを行わず、いじめを放置せず、いじめが心身に及ぼす影響を理解する必要がある。

いじめ問題は、学校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的に進めていく必要がある。学校全体でいじめ防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努めなければならない。

とりわけ、「いじめを生まない学校づくり」を目指し、教育活動全体を通して、好ましい人間関係づくりや豊かな心の育成等のために日々取り組んでいく必要がある。

いじめ防止対策推進法（平成25年 法律第71号）第13条の規定及び国のいじめ防止等のための基本的な方針に基づき、小淵沢小学校におけるいじめ防止等のための対策に関する基本的な方針を策定した。今般北杜市による次の策定・改定がされたことに合わせて、本校の基本方針を一部改定するものである。

- 「北杜市いじめ防止基本方針」（平成26年2月策定 令和4年3月改定）
- 「いじめ対応アクションプラン」【北杜市・北杜市教育委員】（令和4年3月策定）
- 「いじめの重大事態対応マニュアル」【北杜市教育委員会】（令和4年3月策定）

### 1 いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条1項を参照して）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけあいであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

学校では、「いじめ」を訴えてきた児童の立場に立ち、この「いじめ」の定義に関わらず、その訴えを真摯に受け止め、児童を守るという立場に立って事実関係を確かめ、対応に当たる。

### 2 いじめに関する基本的認識

「いじめ問題」には以下のような特質があることを十分に認識して、的確に取り組むことが必要である。

(1) いじめは、人権侵害であり、人間として決して許されない行為である。

いじめは許されない、いじめる側が悪いという毅然とした態度を徹底する。

いじめは児童の成長にとって必要な場合もあるという考えは認められない。

## 【R5, 2, 8改定】

- (2) いじめは、どの児童にも、どの学校にも、どの学級にも起こりうることである。
- (3) いじめは、児童からの自発的な訴えが寄せられにくい。また大人の気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- (4) いじめは、様々な態様がある。
  - ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
  - ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
  - ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
  - ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
  - ・金品をたかられる。
  - ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
  - ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
  - ・パソコンやスマートフォン・携帯電話で、誹謗中傷など嫌なことをされる。
- (5) いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- (6) いじめは、教職員の児童観や指導の在り方が問われる問題である。
- (7) いじめは、解消後も注視が必要である。
- (8) いじめは、学校、家庭、社会等全ての関係者が連携して取り組むべき問題である。

### 3 いじめの「解消」の定義

いじめが「解消している状態」とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている状態。(必要に応じて、他の事情も勘案して判断する。)

#### ①いじめに係る行為の解消

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む)が止んでいる状態が相当の期間継続していること(相当の期間とは少なくとも3ヶ月を目安。ただし、被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安によらない)。

#### ②被害者児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及び保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談により確認。

## 2 いじめ対策の組織

「いじめ問題」への組織的な取り組みを推進するために、以下の「いじめ防止対策委員会」を設置し、この組織が中心となり、教職員全員で共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を行う。

### 1 「いじめ防止対策委員会」の構成員

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、学年主任、学級担任、養護教諭、(スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・PTA五役・学校運営協議会委員・民生児童委員)

※事案により柔軟に編成する。※必要に応じて適切な専門家を加える。

### 2 いじめ防止対策委員会の役割

本校におけるいじめ防止等の取り組みに関することや、相談内容の把握、児童、保護者へのいじめ防止の啓発等に関することを行う。

## 【R5, 2, 8改定】

- 学校基本方針に基づく取り組みの実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
- いじめの相談・通報の窓口としての役割
- いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動等に係る情報の収集と記録，共有を通していじめが起きにくい，許さない環境づくりを行う役割
- いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて，いじめの情報の迅速な共有，関係のある児童への事実関係の聴取，指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割

### 3 「いじめ防止対策委員会」に関する記録の保存

- いじめ問題に関連する記録は5年間保存し，児童の進学・進級にあたって，適切に引継いだり情報提供したりできる態勢をとる。

※定例のいじめ防止対策委員会は，校内委員会と連動して学期に1～2回程度開催する。

※いじめ防止対策委員会での内容や事案に応じての対応については職員会議等において報告し周知徹底させる。

## 3 未然防止の取組

いじめ問題において，「いじめが起らない学級・学校づくり」を始めとする未然防止に取り組むことが最も重要である。

未然防止の基本は，好ましい人間関係を築き，確かな学力と豊かな心を育て，規則正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進めていくことである。

けんかやふざけ合いであっても，見えない所で被害が発生している場合もあるため，その背景にある事情の調査を行い，児童の感じる被害性に着目し，いじめに該当するか否かを判断する。

すべての児童が活躍できる場面を作り出す視点で，「授業づくり」と「集団づくり」を行う。さらに「居場所づくり」や「絆づくり」をキーワードに学校づくりを進め，すべての児童に集団の一員としての自覚や自信を育て，互いを認め合える人間関係・学校風土を作り出していく。

### <児童に対して>

- 児童一人ひとりが認められ，お互いを大切にし合い，学級の一員として自覚できるような学級づくりを行う。また，学級のルールを守るといった規範意識の醸成に努める。
- わかる授業を行い，児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育てる。
- 思いやりの心や児童一人ひとりがかけがえのない存在であるといった命の大切さを，道徳の時間や学級指導を通して育む。
- 「いじめは決して許されないこと」という認識を児童が持つよう，さまざまな活動の中で指導する。
- 見て見ないふりをするのは「いじめ」をしていることにつながることや「いじめ」を見たら先生方や友達に知らせたり，やめさせたりすることの大切さを指導する。その際，知らせることは決して悪いことではないことも合わせて指導する。
- SNS等，インターネット上のいじめが，重大な人権侵害に当たることを十分に理解させるために，外部機関の協力を得ながら講演会を実施するなど，情報モラル教育の指導の充実を図る。
- 児童会活動（集会・縦割り遊び等）を通して，異年齢集団で活動する機会を増やすことによって，学年や学級の異なる他者とともに楽しくふれあい，交流を図り，望ましい人間関係を形成する時間を一層確保するように努める。

＜教職員に対して＞

- ・児童一人ひとりが、自分の居場所を感じられるような学級経営に努め、児童との信頼関係を深める。
- ・児童が自己実現を図れるように、子どもが生きる授業を日々行うことに努める。
- ・児童の思いやりの心や命の大切さを育む道德教育や学級指導の充実を図る。
- ・「いじめは決して許さない」という姿勢を教職員がもっていることを、さまざまな活動を通して児童に示す。
- ・児童一人ひとりの変化に気づく、鋭敏な感覚を持つように努める。
- ・児童や保護者の気持ちに寄り添い、話を親身になって聞く姿勢を持つ。
- ・「いじめ」の構造やいじめ問題の対処等「いじめ問題」についての理解を深める。特に、自己の人権感覚を磨き、自己の言動を振り返るようにする。
- ・問題や情報を抱え込まないで、管理職への報告や同僚への協力を求める等、組織的に対応するという意識を持つ。

＜学校全体として＞

- ・全教育活動を通して、「いじめは絶対に許されない」という土壌をつくる。
- ・いじめに関するアンケート調査を月に**1回程度**実施し、結果から児童の様子の変化等を教職員全体で共有する。
- ・「いじめ問題」に関する校内研修を行い、「いじめ」について本校教職員の理解と実践力を深める。
- ・インターネットや携帯電話を利用したいじめへの対応として、学年・学級指導や親子研修等を通じて情報モラル教育活動の充実を図る。
- ・校長が、「いじめ問題」に関する講話を全校集会で行い、学校として「いじめは絶対に許されない」ということと「いじめ」に気づいた時には、すぐに担任をはじめ、周りの大人に知らせることの大切さを児童に伝える。
- ・「いじめ問題」に関する児童会として取組を行う。
- ・教職員の業務の見直しを行うことによって、児童と向き合い相談に応じる時間を一層確保し、いつでも、誰にでも相談できる態勢の充実を図る。

＜保護者・地域に対して＞

- ・本校の「学校いじめ防止基本方針」を、学校のホームページで公開する。
- ・児童が発する変化のサインに気づいたら、学校に相談することの大切さを伝える。
- ・「いじめ問題」の解決には、学校・家庭・地域の連携を深めることが大切であることを学校・学年便り、学年PTA総会、地域道德授業公開、学校運営協議会等で伝えて、理解と協力をお願いする。
- ・「いじめ対応アクションプラン」（北杜市・北杜市教育委員会）の各家庭への配付、並びに記載内容に関する周知を図る。

#### 4 早期発見の取り組み

一般的に、いじめは、早期発見が早期解決につながる。早期発見のために、日頃から教職員が児童との信頼関係を構築することに努めることが大切である。そのためには、分かる授業、心の居場所となる学級経営の充実の他、教育活動全般に対する教育相談的な配慮が不可欠である。

いじめは、教職員や大人が気づきにくいところで起きており、潜在化しやすいことを認識する必要がある。児童たちの些細な言動から、小さな変化を敏感に察知し、表情の裏にある心の叫びを敏感に感じ取れる感性を高め、いじめを見逃さない力を向上させることが求められている。

日頃から、児童が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つようにする。定期的な

## 【R5, 2, 8改定】

アンケート調査や教育相談の実施により、児童がいじめを訴えやすい態勢を整え、実態把握に取り組む。また、児童に関わることを保護者とも連携して情報を収集するように努めていく。

### 早期発見のための手だて

- ①「いじめ防止対策委員会」（校内委員会）や職員会議等における情報共有  
定期的に児童の人間関係の変化や「学校生活（いじめ）アンケート」に関する情報共有を図る。
- ②生活アンケート（いじめアンケート）やQU検査の実施・分析
- ③個人ノート・日記の活用
- ④個人面談 アンケート後等に必要に応じて実施
- ⑤教育相談 相談できる場所を確保し、相談体制を整える。
- ⑥教職員等による日々の観察  
スクールカウンセラーによる授業参観や生活の様子参観等を通して、児童の人間関係を見立てたり、教員の対応に関する助言を得たりする。
- ⑦保健室や図書室の様子
- ⑧本人、友達、保護者、地域の方からの相談

### 早期対応のための方策

- ・教職員が気づいたあるいは児童や保護者から相談があった「いじめ」について、事実関係を早期に把握する。その際、被害者、加害者といった二者関係だけでなく構造的に問題を捉える。
- ・事実関係を把握する際には、いじめ防止対策委員会で情報を教職員間で共有し、組織的な体制のもとに行う。
- ・いじめている児童に対しては、「いじめは絶対に許さない」という姿勢で臨み、まず、いじめることをやめさせる。
- ・いじめることが、どれだけ相手を傷つけ、苦しめているかに気づかせるような指導を行う。
- ・いじめてしまう気持ちを聞き、その児童の心の安定を図る指導を行う。
- ・事実関係を正確に当該の保護者に伝え、学校での指導、家庭での対応の仕方について、学校と連携し合っていくことを伝えていく。
- ・S C, S S Wと連携をとり、児童の指導や家庭での対応にができるようにする生かせるようにする。

## 5 いじめへの対処

### 1 基本的な考え方

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。そして、教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関連機関・専門機関と連携し、対応に当たる。

前述したように、いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。「解消している」状態とは少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

#### ①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が、少なくとも3か月を目安に止んでいる状態が継続している。

②被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを本人及びその保護者に対して面談等により確認する。

2 教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関連機関・専門機関と連携して対応に当たる。

なお、いじめを認知した時点では「重大事態」を想定し、ガイドラインに沿った初期対応を行う。

(1) いじめられていた児童（被害者側）や保護者への対応と支援

- ・管理職や関係教職員でこれまでの経過を共通理解すると共に、対応する際には複数の教職員で対応する。
- ・時間をかけて共感的にじっくりと聞きながら、可能な限り詳細に事実確認をする。
- ・保護者の思いをしっかりと聞き、これまでの指導で不十分な点があれば謝罪をする。
- ・児童と保護者に、学校で安心して生活できるようにすることを約束するとともに、具体的な対応については、今後、継続して連絡を取り合う中で説明することを伝える。
- ・収集した情報は速やかに生徒指導担当者や管理職に伝える。
- ・管理職や関係教職員で、これまでに得た情報をもとに協議し、課題を明確にするるとともに、今後の指導方針及び指導内容、役割分担について決定する。
- ・いじめられていた児童に対しては、心のケアに努めるとともに、安心して学校生活等が送れるよう守っていくことを約束する。

(2) いじめていた児童（加害者側）への指導・保護者への助言

- ・5W1Hに基づき、正確に事実を把握する。聞き取る際には、児童の人権やプライバシーに配慮するとともに、思い込みや憶測が入らないように慎重に行う。
- ・対応する際には、担任だけでなく複数の教職員で対応する。
- ・児童に確認した事実に基づき行った行為及びその行為を受けた児童の心情を伝え、行為の重大性に気づかせ、反省を促すとともに、謝罪の方法等について共に考えながら指導する。
- ・保護者に、いじめの解決を通して児童のよりよい成長を促したいという教職員の願いを伝え、協力を求める。
- ・保護者が孤立感を感じないように配慮し、保護者と共に解決に向けての取組を考えながら、家庭での児童への接し方等について助言する。
- ・いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向けながら、当該児童がいじめを繰り返さないよう継続的に指導する。
- ・スクールカウンセラーによる教育相談を活用する。

(3) いじめが起きた集団への働きかけ

- ・いじめは、加害・被害という二者関係では無く、それを取り巻く「観衆（周辺者）」の対応が状況を大きく左右する。日頃より集団全体として、いじめを許容しない雰囲気形成に努める。
- ・いじめの問題について話し合わせるなど、児童全員に自分の問題として考えさせ、いじめは絶対に許されない行為であることを確認する。
- ・いじめられた者のつらさを理解させるとともに、はやし立てたり傍観したりする行為がいじめを助長させることを理解させ、いじめを許さない態度の育成を図る。
- ・いじめの事実を伝えて指導する場合は、必ず本人と保護者の了解を得て行う。

(4) インターネット上のいじめへの対応

- ・ネットいじめを発見した場合には、いじめ防止対策委員会で情報を共有するとともに、教育委員会と連携しながら当該いじめに関わる情報の削除等を求める。
- ・児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。

## 【R5, 2, 8改定】

- ・保護者に対しては「青少年インターネット環境整備法」や山梨県「青少年保護育成のための環境浄化に関する条例」等の法令の規定を踏まえ、保護者の責務について周知を図る。
- ・GIGA スクール構想（一人一台端末の使用）に伴い、家庭向け資料「みんなで学ぼうタブレット活用のルール 家庭向けQ&A」（北杜市立小淵沢小学校 令和4年10月作成）を全家庭に配付し、学校が貸し出しているタブレット端末の利用上の留意点を周知する。

(5) 犯罪行為として扱われるべきいじめが起きたときは、警察署と連携して対処する。

## 6 重大事態への対処

### 1 基本的な考え方

市教育委員会又は学校は、「いじめ防止対策推進法」第28条第1項に基づき、重大事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、市教育委員会又は学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。いじめの重大事態については、本基本方針及び「北杜市いじめの重大事態対応マニュアル」「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月）文部科学省」により適切に対応する。

調査を要する重大事態の例として次のようなことが考えられる。

- (1) いじめにより、生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき
  - ・児童が自殺を企図した場合・身体に重大な傷害を負った場合・金品等に重大な被害を被った場合
  - ・精神性の疾患を発症した場合
- (2) いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき
  - ・不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とするが、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合も市教育委員会又は学校の判断で重大事態と捉える。
- (3) 児童や保護者から、いじめにより重大な事態が生じたという申立てがあったとき
  - ・児童や保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

### 2 重大な事案が発生した場合

速やかに北杜市教育委員会に報告し、指示に従って必要な対応を行う。

- (1) 学校または市教委の下に、重大事態の調査組織を設置
  - ・調査を行う組織については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者ではない者（第三者）について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図ることにより、当該調査の公平性や中立性を確保するよう努める。
- (2) 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施
- (3) いじめを受けた児童及びその保護者に対して事実関係などを適時・適切な方法で説明

## 【R5, 2, 8改定】

- (4) 当該児童及びその保護者の意向を十分に配慮した上で、保護者説明会等により、適時・適切に全ての保護者に説明するとともに、解決に向け協力を依頼
- (5) 調査結果を踏まえ、未然防止・早期発見・対処・情報共有等の方法について再発防止策をまとめ着実に実施

### 7 子どもの命と人権を守るための対策

- 1 自殺（自死）対策について
  - (1) 子どもや保護者への啓発
    - ・SOSの出し方に関する教育について、ソーシャルスキルトレーニングとして実践的に行う。
    - ・命の学習など自殺予防に関連する授業の実施
- 2 家庭支援・児童虐待対策について
  - (1) 児童生徒の支援を中心とした家庭支援の構築
    - ・ヤングケアラーに代表されるような児童の困っている状況に対し、家庭支援を地域や行政と連携して行っていく。
  - (2) 学校からの虐待通告に関するルールの徹底
    - ・児童の安全確保を第一に適切に対応していく。

### 8 その他の留意事項

- 1 組織的な指導體制  
いじめへの対応は、学校長を中心に全教職員が一致協力体制を確立することが重要である。一部の教職員や特定の教職員が抱え込むのではなく、学校における「いじめの防止等の対策のための組織」で情報を共有し、組織的に対応することが必要である。いじめがあった場合の組織的な対処を可能とするよう、平素からこれらの対応の在り方について、全ての教職員で共通理解を図る必要がある。
- 2 校内研修の充実  
いじめを始めとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を行う。
- 3 校務の効率化  
児童と向き合う時間を確保する。
- 4 学校評価  
学校自己評価においては、年度毎の取り組みについて、児童、保護者からのアンケート調査、教職員の評価を行い、P D C Aサイクルを生かし、次年度の取り組みを改善していく。
- 5 地域や家庭との連携について
  - ・地域全体で、「いじめは絶対に許されない」という認識を広めることが大切であるということから、P T Aや地域の会合等で、いじめ問題等健全育成について話し合いを進めることを願います。
  - ・「ほくと こども相談ホットライン」等、いじめ等の諸問題に関する相談先を紹介することにより、複数の組織で関係者（被害児童・加害児童・保護者等）を支えるよう努める。



## いじめ防止指導計画

いじめ未然防止や早期発見のために、学校全体で組織的、計画的に取り組む。年度当初に年間の計画を確認し合うとともに、組織体制を整える。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
会議	いじめ防止 対策委員会 学年懇談会等で啓発		いじめ防止 対策委員会			いじめ防止 対策委員会
事案発生時等に、緊急対応会議の開催						
防止 対策	学級づくり，人間関係づくり					
			Q U 検 査		教職員研修	
早期 発見	生活アン ケート	生活アン ケート 家庭訪問 (家庭との連携)	生活アン ケート 教育相談 機関	生活アン ケート 保護者アンケート (学校評価)		生活アン ケート
教職員・スクールカウンセラーによる日々の観察						

【R5, 2, 8改定】

	10月	11月	12月	1月	2月	3月
会議		いじめ防止 対策委員会			いじめ防止 対策委員会	
事案発生時等に、緊急対応会議の開催						
防止 対策	学級づくり，人間関係づくり					
		道徳授業参観 QU検査				
早期 発見	生活アン ケート	生活アン ケート	生活アン ケート 保護者アンケート (学校評価) 個人懇談 (家庭との連携)		生活アン ケート	生活アン ケート 教育相談 機関
教職員・スクールカウンセラーによる日々の観察						